

高松市中小企業等省エネ化・コスト削減機器導入補助金に関するQ&A

NO	よくある質問	回答	掲載日
1	国などに、同様の補助金があるが、同じ事業で、この補助金の対象となるのか。	同一の事業に対して、本市又は他の団体から別の補助金等の交付を受けた場合は、補助対象外となります。	7月3日
2	国などに、同様の補助金があるが、採択されるかどうか分からないので、同じ事業を並行して、申請することはできるか。	別の補助金の交付規程によります。本補助金については、同時申請は可能ですが、同一の事業に対して、本市又は他の団体から別の補助金等の交付を受けた場合は、補助対象外となります。 なお、後日、重複して交付決定を受けていたことが判明した場合は、交付決定を取り消す場合があります。	7月3日
3	どのような事業が対象となるのか。	省エネ化、再エネ導入、コスト削減又は生産性向上につながる機器等を導入する事業が対象となります。 ただし、固定費(エネルギー価格の高騰等の影響を受けている光熱水費、人件費等の経費)の削減につながることを要件です。	7月3日
4	対象となれば、無条件で補助金がもらえるのか。	補助事業の採択にあたり、提出書類によりコスト削減効果、有効性等の審査を実施します。 補助対象事業に該当する場合であっても、必ずしも交付対象となるものではありませんので、ご注意ください。	7月3日
5	店舗や営業所が市内に複数ある場合は、別々に申請してもよいのか。	申請は、1事業者につき1回限りです。	7月3日

高松市中小企業等省エネ化・コスト削減機器導入補助金に関するQ&A

NO	よくある質問	回答	掲載日
6	市外に住民票があり、市内で事業を営んでいるが、補助対象となるか。	<p>対象ではありません。条件は下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人 市内に本社又は主たる事業所を有すること。</li> <li>・個人事業主 市内に住民票上の住所を有すること。</li> </ul>	7月3日
7	事務局窓口で、受付してくれるか。	<p>申請は郵送のみで受付します。</p> <p>申請書類の到着の有無のトラブルを防止するため、必ず簡易書留など、ご自身で送達状況の追跡ができる方法で郵送してください。</p>	7月3日
8	様式は、どこで入手できるか。	<p>市のホームページからダウンロードしてください。</p> <p>なお、ダウンロードが難しい場合は、市役所7階産業振興課、高松商工会議所、高松市中央商工会、高松市牟礼庵治商工会にて配布します。</p> <p>ただし、各配布場所では問合せに対応しておりませんので、ご質問などは、コールセンター(087-826-5218)までお問い合わせください。</p>	7月3日
9	事業の着手・完了とは、どういう意味ですか。	<p>着手:発注や契約した時点</p> <p>完了:物品の納品や工事の完了及び経費に関する支払の全てが終了した時点</p>	7月3日
10	見積書が取れないが、どうすればよいのか。	<p>原則、見積書を徴取してください。やむを得ず、見積書が徴取できない場合には、価格の妥当性が判断できる書類(ホームページやカタログ等の写し)を添付してください。</p> <p>なお、必要書類の詳細については、必ず、手引きをご確認ください。</p>	7月3日

高松市中小企業等省エネ化・コスト削減機器導入補助金に関するQ&A

NO	よくある質問	回答	掲載日
11	既に、契約し、支払まで完了している経費について、領収書を失くしているが、何を添付すればよいか。	領収書等の支出証拠書類が用意できない経費については、補助対象とすることはできません。	7月3日
12	いつ補助金が交付されるのか。	補助金は完了払いとなるため、事業の全てが完了し、期日までに実績報告書を提出いただいた後、書類審査を行い、補助金の額を確定した後で、請求に基づいて、お支払いします。	7月3日
13	交付決定前であって、令和5年4月1日以降に実施された事業に要した経費でも、補助金の対象となるのは、どういう意味か？	通常、補助金は、交付決定日以降に、契約・発注し、納品・支払という順番が原則ですが、本補助金については、特例として、コロナ禍におけるエネルギー価格の高騰等の影響を鑑み、審査の結果、適正と認められれば、交付決定日前に、契約・発注や納品・支払した経費についても、補助対象となるものです。	7月3日
14	具体的に導入してもよい機器等を教えて欲しい。	<p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ、高効率機器の導入(照明 LED化、省エネ冷蔵庫等)</li> <li>・自家消費を目的とした再生可能エネルギー発電システム、蓄電池システムの導入</li> <li>・既存設備の効率化、生産能力の向上に資する機械設備の導入、システムの導入が挙げられます。</li> </ul> <p>ただし、固定費(エネルギー価格の高騰等の影響を受けている光熱水費、人件費等の経費)の削減につながるものが要件となります。</p>	7月3日

高松市中小企業等省エネ化・コスト削減機器導入補助金に関するQ&A

NO	よくある質問	回答	掲載日
15	<p>税込価格しかわからない(内税表示)経費の場合の税抜価格(補助対象経費)の計算方法は、どうすればよいか。</p>	<p>①税込価格に100/110を乗じて、1円未満の端数を切り上げた金額を税抜価格(補助対象経費)とします。</p> <p>②ただし、①の計算方法により算出した税抜価格に110/100を乗じて、1円未満の端数を切り捨てた金額が、元の税込価格を超える金額となる場合については、①の計算方法にかかわらず、税込価格に100/110を乗じて、1円未満の端数を切り捨てた金額を税抜金額(補助対象経費)とします。</p> <p>[計算例]</p> <p>①10,000円(税込価格)  <math>\times 100/110=9,090.9090\dots</math>                      補助対象経費(税抜価格):9,091円(1円未満の端数切上)</p> <p>②100,000円(税込価格)  <math>\times 100/110=90,909.0909\dots</math>                      90,910円(1円未満の端数切り上げ金額)  <math>\times 110/100=100,001</math>円(1円未満の端数切り捨て金額)                      ⇒元の税込価格100,000円を超えてしまうため、90,909.0909...の1円未満の端数を切り下げる。                      補助対象経費(税抜価格):90,909円(1円未満の端数切捨)</p>	7月3日
16	<p>目的の異なる複数の補助事業を実施しようとする場合、2つに分けて申請してもよいのか、どちらかしか申請できないのか。</p>	<p>どちらも申請は可能ですが、申請は1事業者1件のみです。なお、複数の事業を実施する場合でも、補助上限額は80万円となります。(様式第2号)事業計画書2補助事業の「事業の内容」の欄に、主たる目的や手法以外の他の目的や手法が明確に分かるように記載してください。</p>	7月7日

高松市中小企業等省エネ化・コスト削減機器導入補助金に関するQ&A

NO	よくある質問	回答	掲載日
17	<p>(Q13関連)</p> <p>交付決定前であって、令和5年4月1日以降に完了した事業に要した経費のうち、現金で10万円を超える支払いを行っている経費は対象外となるのか。</p>	<p>7月9日までの支払いであれば、領収書の提出が可能な経費については、補助対象経費として申請いただけます。ただし、申請時には、領収書の写しを必ず提出してください。</p> <p>なお、7月10日以降で、現金で、10万円を超える支払いを行った経費については補助対象外となりますので、ご注意ください。</p>	7月11日
18	<p>令和5年3月31日までに開業届を提出し、事業を営んでいた個人事業主が、令和5年4月1日以降、法人に変更している場合、申請は可能か。</p>	<p>その法人が本補助金の補助対象者の要件を満たすことができれば、申請可能です。</p> <p>なお、個人事業主が法人に変更した場合は、その都度、コールセンターに御相談ください。内容に応じて、必要書類等の御案内をします。内容によって、また、必要書類を揃えられない場合は、補助金を交付できない場合があります。</p>	7月13日
19	<p>提出書類のうち、「履歴事項全部証明書」は「現在事項全部証明書」でもよいか。</p>	<p>「履歴事項全部証明書」は「現在事項全部証明書」で代用可とします。</p>	7月14日

高松市中小企業等省エネ化・コスト削減機器導入補助金に関するQ&A

NO	よくある質問	回答	掲載日
----	--------	----	-----

20	<p>中小企業者の定義の解説をしてほしい。</p>	<p>会社については、資本金の額又は出資の総額又は常時使用する従業員の数のいずれかが下表の条件を満たしていれば、中小企業者となります。</p> <p>なお、個人事業主については、資本金等の額や従業員の数の条件はありません。</p> <p><b>【会社の条件】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="background-color: yellow;">業種</th> <th colspan="2" style="background-color: yellow;">中小企業者 (いずれかを満たすこと)</th> </tr> <tr> <th style="background-color: yellow;">資本金の額又は出資の総額</th> <th style="background-color: yellow;">常時使用する従業員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・製造業 ・建設業 ・運輸業 ・その他の業種(下記業種を除く。)</td> <td style="text-align: center;">3億円 以下</td> <td style="text-align: center;">300人 以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td style="text-align: center;">1億円 以下</td> <td style="text-align: center;">100人 以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td style="text-align: center;">5,000万円 以下</td> <td style="text-align: center;">100人 以下</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td style="text-align: center;">5,000万円 以下</td> <td style="text-align: center;">50人 以下</td> </tr> </tbody> </table>	業種	中小企業者 (いずれかを満たすこと)		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	・製造業 ・建設業 ・運輸業 ・その他の業種(下記業種を除く。)	3億円 以下	300人 以下	卸売業	1億円 以下	100人 以下	サービス業	5,000万円 以下	100人 以下	小売業	5,000万円 以下	50人 以下	7月28日
業種	中小企業者 (いずれかを満たすこと)																			
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数																		
・製造業 ・建設業 ・運輸業 ・その他の業種(下記業種を除く。)	3億円 以下	300人 以下																		
卸売業	1億円 以下	100人 以下																		
サービス業	5,000万円 以下	100人 以下																		
小売業	5,000万円 以下	50人 以下																		

高松市中小企業等省エネ化・コスト削減機器導入補助金に関するQ&A

NO	よくある質問	回答	掲載日
21	いつまでに事業を完了する必要があるのか。	<p>令和5年12月31日(日)までに納品・支払いまでを完了する必要があります。令和6年1月1日(月)以降に完了した事業は補助対象経費となりませんので、ご注意ください。</p>	9月29日
22	交付決定を受けたが、一部変更がある場合、どうすればいいのか	<p>高松市中小企業等省エネ化・コスト削減機器等導入事業補助金変更交付申請書(様式第6号)に関係書類を添えて提出し、承認を受ける必要があります。</p> <p>詳細については、必ず事前に事務局コールセンター(087-826-5218)にご相談ください。</p> <p>なお、補助金額の増額は、一切認められません。</p>	11月9日
23	軽微な変更とはどのような場合か	<p>やむを得ない事情などにより、同等品(交付の決定の通知を受けた補助事業で導入しようとする機器等と性能が変わらない又は向上するものである旨の市の確認を受けたものをいう。)を購入する場合や設置場所の変更等の場合、補助対象経費の金額が変わる場合、その他市長が適当と認める場合などが該当しますが、個別の事業により判断することとなりますので、変更があるときは、必ず事前に事務局コールセンター(087-826-5218)にご相談ください。</p>	11月9日